

答 申

第 1 審査会の結論

奈良県警察本部長の決定は妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成 16 年 1 月 5 日、奈良県情報公開条例（平成 13 年 3 月奈良県条例第 38 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、奈良県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「平成 14 年 4 月 1 日から平成 16 年 10 月末までに作成されたもの 奈良警察署分 公用車両の事故発生時の車両の修理代金として職員から集めたお金（事故見舞金等名目）の収、支出の結果と支出明細文書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成 16 年 1 月 17 日、実施機関は、本件開示請求に係る文書を開示しない旨の行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、次の開示しない理由を付して、審査請求人に通知した。

開示しない理由

開示請求に係る文書は、職務上作成し、又は取得していないため

3 審査請求

審査請求人は、平成 17 年 1 月 7 日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 5 条の規定に基づき、実施機関の上級行政庁である奈良県公安委員会に対し、本件決定の取消しを求める審査請求を行った。

4 諮 問

平成 17 年 1 月 20 日、奈良県公安委員会は、条例第 19 条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件決定の取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書において主張している審査請求の理由は、概ね次のと

おりである。

(1) 職務上作成していないとの理由

奈良警察署において、職員約200名から毎月300円から500円くらいの額で給料から天引きしているのは事実であり、会計担当が職務上徴収している事故見舞金は総額100万円前後の金額になるにもかかわらず、その収支報告書が作成されていないとすれば、担当職員の処罰に値する職務の怠慢である。

(2) 取得していないとの理由

担当する主管課で開示請求に係る文書を取得していないというなら、なぜ取得していないのか、どの部署が作成しているのかを明示した上で、不開示とすべきである。

実施機関は、事故見舞金名目の文書を行政文書と認めないという理由から、「職務上作成し、又は取得していないため」と、その不開示の理由にしたと考えられるが、公用車両の修理は行政行為ではないのか、そのための集金は行政行為ではないのか、公用車両の修理に際し幹部の決裁はないのか等の疑問からして、これらは明らかに行政行為である。

実施機関が職員から一定の金額を徴収しているのは事実であり、実施機関は、職員から集めたお金で公用車両を修理すること自体、何らかの内部規程に違反する行為であることを認識しながら、文書の所在を明らかにしたくないために、「作成し、又は取得していない」といったあいまいな表現を用いて不開示の理由としているのである。

このような事故見舞金等の名目のシステムは、警察本部を除く全警察署で採り入れられており、本件実施機関だけの問題ではなく、このような非常識なシステムを黙認し、何ら有効なシステムを構築しない上、組織の内部事情を公にしたいがために不開示決定した実施機関の上部組織である警察本部に対し、強い不快感を感じる。文書の全面開示を強く求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書等において説明している本件決定の理由は、概ね次のとおりである。

条例の解釈運用によれば、条例第2条第2項の「職務上」とは、「実施機関の職員が、法律、命令、条例、規則、規程、通達等により与えられた任務又は権限をその範囲内において処理することをいう。」とされている。

本件処分の対象となった「公用車両の事故発生時の車両の修理代金として職員から集めたお金（事故見舞金等名目）の収、支出の結果と支出明細文書」については、奈良県警察情報公開事務取扱要綱（平成14年3月28日制定）に定める実施機関の主管課として職務上作成した文書ではない。奈良警察署という一所属が、親睦会の一環として「署員の公務執行に伴う賠償金及び共有物品の購入の為の支給要綱」（以下「支給要綱」という。）を定め、署員がその相互扶助の精神に賛同し、会費を私費から納付（所属控除金制度を利用）するという方法により独自に運営されている。その運営の中で、会務として作成した文書である。

他の所属においても、所属控除金制度を利用し、親睦会費やレクリエーションのための積み立てを行っており、これら親睦会の性格と何ら変わるものではなく、当該親睦会においても会費の経理状況を会員に明らかにする目的で、収支報告書が作成されているはずであるが、職務上作成した文書には当たらない。

また、会費を支出するに当たり、会員への支給の要否及び支給の額を審査決定するため、署内の会員を代表するメンバーで構成する審査委員会を設置し、職務としての意思決定ではなく、会務の一環として審査決定を行っているのが現状である。

したがって、支給要綱の規定に基づき、作成された収、支出の結果と支出明細文書については、条例第2条第2項に規定する行政文書に該当しないと判断し、「開示請求に係る文書は、職務上作成し、又は取得していないため。」との理由を付記し、条例第11条第2項の規定により不開示決定を行ったものである。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

したがって、当審査会は県民の行政文書開示請求権を十分尊重するという条例の趣旨に従い、実施機関及び審査請求人の意見聴取のみにとどまらず、審査に必要な関係資料の提出を求め、当審査会により調査を行い、条例の適用について判断することとした。

2 行政文書の存在について

条例第2条第2項において、開示を請求することができる行政文書とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」とされている。実施機関は、本件開示請求の対象となった文書は、職務上作成し、又は取得した文書に当たらないとしているので、以下検討する。

条例の解釈運用基準によると、「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が、法律、命令、条例、規則、規程、通達等により与えられた任務又は権限の範囲内において作成し、又は取得した場合をいうとされている。

本件開示請求の対象となった「公用車両の事故発生時の車両の修理代金として職員から集めたお金（事故見舞金等名目）の収、支出の結果と支出明細文書」は、奈良警察署が、「署員の公務執行に伴う賠償金及び共有物品の購入の為の支給要綱」（以下「支給要綱」という。）に基づき、作成し、又は取得した文書である。

支給要綱では、毎月一定額を署員から徴収し、公用車の修理等に充てることとされているが、これらは実施機関の説明によると、あくまで署員がその相互扶助の精神に賛同し、任意に私費を納付することにより独自に運営されているとのことである。そうすると、これらの運営は、本来の職務とは別に一般的に行われている慶弔の支出、レクリエーションの実施などの親睦会の運営と何ら性質を異にするものではなく、そこで作成し、又は取得される収支関係書類についても、親睦会の運営の一環として作成されたものと解するのが相当である。

したがって、本件開示請求の対象となった文書については、実施機関の職員が法

令等により与えられた任務又は権限の範囲内において、すなわち職務上、作成し、又は取得した文書とは認められず、条例第2条第2項に規定する行政文書には該当しないと判断する。

なお、審査請求人は、公用車の修理等に行われているこのようなシステム自体を問題とし、当該文書の開示を求めているが、当審査会としては、当該システムの妥当性を判断する立場にはなく、またその妥当性が上記結論を左右するものではない。

3 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成17年 1月20日	・ 公安委員会から諮問を受けた。
平成17年 4月14日	・ 公安委員会から理由説明書の提出を受けた。
平成17年11月 2日 (第101回審査会)	・ 公安委員会から不開示理由等を聴取した。 ・ 審査請求人から意見等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成17年12月 7日 (第102回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成18年 1月16日	・ 公安委員会に対して答申を行った。

(参 考)

奈良県情報公開審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いけだ としお 池田 敏雄	関西大学教授（行政法）	会 長
おんだ まさこ 音田 昌子	大阪府立文化情報センター所長	
さとう こういち 佐藤 公一	弁 護 士	会 長 代 理
まつむら けいこ 松村 佳子	奈良教育大学教授（理科教育）	
わたなべ まさる 渡辺 賢	帝塚山大学教授（行政法）	

(平成18年1月16日現在)